

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前							
別表第1（第27条関係） 合併前の春日部市の区域において発生した廃棄物 処理手数料					別表第1（第27条関係） 合併前の春日部市の区域において発生した廃棄物 処理手数料							
種別	区分	基準	手数料	備考	種別	区分	基準	手数料	備考			
し尿	普通便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円	(1) <u>くみ取</u> 回数は、月2回を原則とする。	し尿	普通便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円	(1) <u>普通世帯のくみ取</u> 回数は、月2回を原則とする。	
		人員割	1人につき月額	220円	(2) <u>人員割</u> については、住民基本台帳に登載された月の初日現在における当該世帯人員とする。ただし、1歳未満は除く。			人員割	1人につき月額	220円	(2) <u>臨時処理の場合</u> は、従量制による。	
	無臭方式便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円		し尿	無臭方式便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円	(3) <u>人員割</u> については、住民基本台帳に登載された月の初日現在における当該世帯人員とする。	
		人員割	1人につき月額	260円				人員割	1人につき月額	260円		
	事業所、その他多数の者が利用する施設	従量制	36リットルにつき	390円			事業所、その他多数の者が利用する施設	従量制	36リットルにつき	390円		
		その他						その他				
その他の一般廃棄物	家庭から排出する	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	1品	250円			その他の一般廃棄物	家庭から排出する	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	1品	250円	
		市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1品	500円		ただし、1回につき、5品までとする。			市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1品	500円	ただし、1回につき、5品までとする。

粗大ごみ	品目	スプリング入りマットレス	1品	2,000円	
	多量排出	多市が収集し、運搬し、及び処分する	1台	5,000円	ただし、2トン車で収集できるものに限る。
事業活動に伴う一般廃棄物	10キログラムにつき	210円			ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める手数料を加算する。 (1) 粗大ごみ 1品につき 500円 (2) スプリング入りマットレス 1品につき 2,000円

粗大ごみ	品目	スプリング入りマットレス	1品	2,000円	
	多量排出	多市が収集し、運搬し、及び処分する	1台	5,000円	ただし、2トン車で収集できるものに限る。
事業活動に伴う一般廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	150円		ただし、次の各号に掲げる不燃物は、当該各号に定める手数料を加算する。 (1) 粗大ごみ 1品につき 500円 (2) スプリング入りマットレス 1品につき 2,000円
	可燃物	10キログラムにつき	150円		

合併前の庄和町の区域において発生した廃棄物処理手数料

合併前の庄和町の区域において発生した廃棄物処理手数料

種別	区分	基準	手数料	備考
し尿	普通便槽	世帯割	1世帯につき月額 280円	(1) くみ取回数は、月2回を原則とする。
		人員割	1人につき月額 220円	
	無臭方式便槽	世帯割	1世帯につき月額 280円	
		人員割	1人につき月額 260円	

種別	区分	基準	手数料	備考
し尿	定額制によるもの	普通便槽	世帯割 1世帯につき月額 270円	世帯構成員に 応じた排出量 であると認め られる一般家 庭とし、くみ 取回数は月2 回を限度とす る。
		人員割	1人につき月額 280円	
	無臭方式便槽	世帯割	1世帯につき月額 520円	
		人員割	1人につき月額 280円	

		額	く。
その 他の 一般 廃棄 物	家庭系一般廃棄物	粗大ごみ 10キログラムにつき	70円 処理施設への持込みは10キログラムにつき30円とする。
	事業系一般廃棄物	10キログラムにつき	210円 ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める手数料を加算する。 (1) 粗大ごみ 1品につき 500円 (2) スプリング入りマットレス 1品につき 2,000円
特定 家庭 用機 器廃 棄物	テレビ	1品につき	2,300円 処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。
	エアコン	1品につき	2,300円 処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。
	洗濯機	1品につき	2,300円 処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。
	冷蔵庫	1品につき	2,700円 処理施設への持込みは1品

		額	
	従量制によるもの	36リットルにつき	300円 特殊トイレ、事業所、集合住宅等及び一般家庭で定額制によることが著しく実情にそわないときと市長が認めるときとする。
その 他の 一般 廃棄 物	家庭系一般廃棄物	粗大ごみ 10キログラムにつき	70円 処理施設への持込みは10キログラムにつき30円とする。
	事業系一般廃棄物	不燃物 10キログラムにつき	60円 処理施設への持込みに限る。
		可燃物 10キログラムにつき	150円
特定 家庭 用機 器廃 棄物	テレビ	1品につき	2,300円 処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。
	エアコン	1品につき	2,300円 処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。
	洗濯機	1品につき	2,300円 処理施設への持込みは1品につき1,700円とする。
	冷蔵庫	1品につき	2,700円 処理施設への持込みは1品

	庫及び冷凍庫		につき2,100円とする。
--	--------	--	---------------

	庫及び冷凍庫		につき2,100円とする。
--	--------	--	---------------

別表第2（第28条関係）

合併前の春日部市の区域において発生した廃棄物処理に要する費用

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	210円	

合併前の庄和町の区域において発生した廃棄物処理に要する費用

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	210円	

別表第2（第28条関係）

合併前の春日部市の区域において発生した廃棄物処理に要する費用

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	150円	

合併前の庄和町の区域において発生した廃棄物処理に要する費用

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	60円	

第2条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第27条関係）

種別	区分	基準	手数料	備考			
動物の死体	犬、ねこ、その他の動物	1頭につき	2,550円				
し尿	普通便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円	(1) くみ取回数は、月2回を原則とする。 (2) 人員割については、住民基本台帳に登載された月の初日現在における当該世帯人員とする。ただし、1歳未満は除く。		
		人員割	1人につき月額	220円			
	無臭方式便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円			
		人員割	1人につき月額	260円			
その他の一般廃棄物	家庭から排出する	定額制	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	1品	250円	ただし、1回につき、5品までとする。	
		品目制	市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1品	500円		
	多	品目制	スプリング入りマットレス	1品	2,000円		
		多	市が収集し、運搬し、及び処分するとき	1台	5,000円		ただし、2トン車で収集で

	粗大ごみ	量排出	分するとき			きるものに限る。
	事業活動に伴う一般廃棄物		10キログラムにつき	210円		ただし、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める手数料を加算する。 (1) 粗大ごみ 1品につき 500円 (2) スプリング入りマットレス 1品につき 2,000円

別表第2 (第28条関係)

種別	区分	基準	処理費用	備考
産業廃棄物	不燃物	10キログラムにつき	210円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の部分並びに次項及び附則第6項の規定は、平成19年4月1日から、第2条の部分並びに附則第3項から第5項まで及び附則第7項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

(第1条の部分による改正に伴う経過措置)

- 2 平成19年4月1日から平成19年9月30日までの間における第1条の部分による改正後の別表第1及び別表第2の規定の適用については、同表中「210円」とあるのは、「180円」とする。

(第2条の部分による改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の部分による改正後の別表第1の家庭から排出する粗大ごみの項の規定は、平成19年10月1日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の部分の施行の際現に申込みがなされている特定家庭用機器廃棄物に係る手数料については、第2条の部分の施行後も、なお従前の例による。
- 5 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間における第2条の部分による改正後の別表第1及び別表第2の規定の適用については、同表中「210円」とあるのは、「180円」とする。

(第1条の部分による改正に伴う春日部市手数料条例の一部改正)

- 6 春日部市手数料条例(平成17年条例第80号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。）第27条の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分	動物死体処理手数料 し尿処理手数料 粗大ごみ処理手数料 <u>事業系一般廃棄物処理手数料</u> 特定家庭用機器廃棄物処理手数料	条例別表第1に定める額	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。）第27条の規定に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処分	動物死体処理手数料 し尿処理手数料 粗大ごみ処理手数料 <u>不燃物処理手数料</u> <u>可燃物処理手数料</u> 特定家庭用機器廃棄物処理手数料	条例別表第1に定める額

（第2条の部分による改正に伴う春日部市手数料条例の一部改正）

7 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。）第27条の規定に基	動物死体処理手数料 し尿処理手数料 粗大ごみ処理手数料 <u>事業系一般廃棄物処理手数料</u>	条例別表第1に定める額	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。）第27条の規定に基	動物死体処理手数料 し尿処理手数料 粗大ごみ処理手数料 <u>事業系一般廃棄物処理手数料</u> <u>特定家庭用機器廃棄物</u>	条例別表第1に定める額

づく一般廃 棄物の収集、 運搬及び処 分			づく一般廃 棄物の収集、 運搬及び処 分	<u>処理手数料</u>	
-------------------------------	--	--	-------------------------------	--------------	--